

令和6年5月8日
第1回地域公共交通活性化協議会資料

バス検討部会の設置について

1 設置目的

「(仮称)墨田区地域公共交通計画」作成に当たり、バスに係する課題を協議する必要があるため、バス検討部会を設置する。

2 設置根拠

墨田区地域公共交通活性化協議会に関する要綱 第9条

3 バス検討部会の協議事項

- (1) 交通結節点(駅前広場等)の整備に関する事。
- (2) 区内循環バスの見直し方針に関する事。
- (3) その他、会長が必要と認める事。

4 設置期間

令和6年度中

5 会議の構成

協議会委員のうち、学識経験者、交通事業者、区民代表、所轄警察署及び区職員で構成する。

6 その他

検討部会での審議事項は、11月13日(金)第3回協議会で報告を予定する。